

令和 8 年度大磯町下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度大磯町の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	処理面積	638.7	ヘクタール
2	年間総処理水量	2,350,587	立方メートル
3	一日平均総処理水量	6,440	立方メートル
4	主要な建設改良費		
(1)	污水管整備工事	836,900	千円
(2)	雨水管整備工事	165,000	千円
(3)	流域下水道建設負担金	29,926	千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第 1 款	下水道事業収益			1,152,922 千円
第 1 項	営業収益			461,162 千円
第 2 項	営業外収益			691,760 千円
		支	出	
第 1 款	下水道事業費用			1,065,415 千円
第 1 項	営業費用			907,689 千円
第 2 項	営業外費用			155,725 千円
第 3 項	特別損失			1 千円
第 4 項	予備費			2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額516,542千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額87,490千円、過年度分損益勘定留保資金362,432千円及び当年度分損益勘定留保資金66,620千円で補填するものとする。）。

		収	入	
第 1 款	資本的収入			1,292,396 千円
第 1 項	企業債			962,400 千円
第 2 項	出資金			9,280 千円
第 3 項	負担金等			13,411 千円
第 4 項	補助金			307,305 千円

支 出

第1款	資本的支出	1,808,938 千円
第1項	建設改良費	1,283,100 千円
第2項	企業債償還金	525,838 千円
(債務負担行為)		

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
排水設備設置等資金利子補給金	令和8年度から 令和11年度まで	借入期間中における融資残高につき年利6.0%以内の割合で計算した利子相当額
排水設備設置等資金として融資した金融機関に対する損失補償	令和8年度から 令和11年度まで	排水設備設置等資金1件あたり600千円の範囲内で融資した金融機関が、そのために損失を受けた場合には1件あたり元金600千円を限度とした元金及び期限後の利子

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	934,400	普通貸借 又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
相模川流域下水道事業	28,000	同上	同上	同上
計	962,400			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、962,400千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 営業費用と営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費

73,969 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、354,981千円である。

令和8年2月13日提出

大磯町長 池田 東一郎